

茨城県央環境衛生組合パブリック・コメント（意見公募）手続に関する要綱

令和7年12月4日
要綱第2号

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続について必要な事項を定めるこ
とにより、茨城県央環境衛生組合（以下「組合」という。）の基本的な政策等
(以下「政策等」という。)の策定過程における公正の確保及び透明性の向上
を図り、住民と行政との協働による開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、政策等の策定に
当たり、その趣旨、内容等の必要な事項を住民等に公表し、これらに対して提出
された住民等の意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）に
対する組合の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

3 この要綱において「住民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）内に住所を有する
者
- (2) 関係市町内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 関係市町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 関係市町内の学校に在学する者
- (5) 関係市町の納税者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う政策等に利害関係を有す
る者

（対象）

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとす
る。

- (1) 組合行政全般についての総合的な構想及び計画並びに個別分野についての基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
- (2) 組合行政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭
徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するもの
は、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの
- (2) 実施機関が特に迅速又は緊急を要すると認めるもの
- (3) 策定又は改廃が軽微なもの
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリック・コメント手続
に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの
- (5) 縦覧その他パブリック・コメント手続に準じる意見聴取の手続が法令
により定められているもの
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による
直接請求により議会に付議するもの

（公表時期及び公表資料）

第4条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、最
終的な意思決定を行う前の適切な時期に対象事案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を明示するものとする。

3 実施機関は、第1項の規定による公表を行うときは、作成した趣旨及び目的並びに背景等対象事案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 組合ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じ、関係市町の広報紙への掲載等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、対象事案の公表の日から20日以上の期間を設けて、対象事案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

3 実施機関は、住民等から意見等の提出を受けるときは、当該意見等を提出する者の住所、氏名その他実施機関が定める事項を明記させるものとする。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定について意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する組合の考え方を公表するものとし、当該政策等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。

3 実施機関は、提出された意見等のうち類似のものについては意見等及びこれに対する組合の考え方をまとめて公表するものとし、意見等を提出した者に対し個別の回答は行わないものとする。

4 第5条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(一覧表の作成等)

第8条 管理者は、パブリック・コメント手続を行っている事案の一覧表を作成し、組合ホームページへの掲載等の方法により公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、問合せ先等を明記するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。